

しるべ通信

2016年立春号

しるべ総合法律事務所 平成28年2月4日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

昨年夏以来の、久し振りのしるべ通信立春号を発行しました。立春は、四柱推命などの占いでは1年の始まりとされ、いよいよ本格的な2016年丙申年が始まることになります。

愛知県清須市にある日吉神社は、「厄をさる、福を招くお申の神社」をキャッチフレーズにしているほど猿の神社として有名で、狛犬の代わりに金の御幣を担いだ一對の猿の像が置かれています。これが縁起よいとマスコミで紹介され、今年の初詣は例年の3倍もの参詣者が集まったそうです。12年に1度のことですから無理ありません。日吉神社のホームページでは、豊臣秀吉の生母が清須の出であり、日吉神社に祈願して秀吉を授かったのだから、幼名を日吉丸と名づけたが、身のこなしが神の使いである猿に似ていたと伝えています。

縁起のよいという申年も、株価は続落から始まり、日本経済の雲行きもいささか不透明感を示しているように思われますが、この東海地方の景気動向は上昇にあり、今後も安定した上昇動向が見られるように期待したいと思います。ただ、その一方では、廃棄食品の横流しなどの規範意識に悖る不祥事が続発しており、社会の歪みの悪影響が露呈されていることに危懼を抱かざるをえません。現代社会に私ども法律実務家がどれだけ関わることができるか疑問なしとはしませんが、当事務所は皆様の身近な法律家として、今年も精一杯努力を続ける所存ですので、よろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

(相羽洋一)



(株式会社中外陶園ご提供)

法窓漫筆

自分の財布を拾った男の話

弁護士 宮 本 増

- 1 今は昔、と言ってもそんなに古い話ではないが、実直で正直者と評判のある男が、夜分町中を歩いていて足の先に引っかかった財布を拾った。男は一見それが自分の紙入れに似ているように思ったが、こんなところに自分の紙入れが落ちているはずがないと思い、その足で近くの交番へ拾得物としてその財布を届け出たのであった。ところが一晩明けて、男が自分の紙入れを探したが見つからない。そんなわけではないのだがと思案のすえ、昨日交番へ届けた財布が自分のものでなかったのかと思い、あたふたと交番へ駆けつけてその旨申告し、昨晚届けたくだんの財布を見るとまさしく自分の長年使っていた紙入れであった。ほっとした男が早速これを貰い下げたいと警察官に告げたところ、男には全く意外であったが、警察官の言うには、その財布（紙入れ）がお前のものかどうか分からないから、1年は警察で預かる、1年たっても所有者が現れないときには拾得者であるお前に下げわたす、それが法律であるというのである。結局男が自分の紙入れと中身のお金を取り戻したのは1年後になってしまったのであるが、男が財布は自分の所有物であることの証拠を示せなかった以上、警察官の対応に問題があったとは俄に言いがたい。奸智にたけたあるいは性根の悪い男ならそもそも警察へ届け出などしなかったかもしれないし、友人にでも頼んで所有者と名乗って貰えば1年も意味のない辛抱をすることはなかったのである。正直者が馬鹿を見た一例である。



- 2 実は、法律とはそういう代物なのである。いくら自分が正しいとか、正義は我にありと叫んでも裏付けになる証拠のない限り簡単には片付かないのである。弁護士のバッジにもなっている女神ユスチチヤの持つ秤、それは正邪を量るためであるが、その天秤に載せるのは何なのか、それは「証拠」ではないのかと私は思うのである。



- 3 実はこの漫筆にはネタがあり、それは末広厳太郎先生の法窓雑話の中の随筆の一編である。

嘘の効用

末広厳太郎

文
青
空

私は今回これを無断借用したわけであるが、この随筆が公刊されたのは昭和5年であり、先生が世を去られてからでも65年を経ているので、無断借用も許して頂けるのではないかと勝手に考えた次第である。先生は東大教授を務めた民法学の泰斗で、条文の形式にはとらわれない法解釈学を展開されたことでも著名である。名文家でも知られ、中でも随筆「嘘の効用」は法律家には珍しい柔軟な思考であると市井でも評判になった。先生のネタをお借りして法運用の難しさを紹介したつもりである。（「嘘の効用」は青空文庫のホームページから無料でダウンロードできます。）

市販の幼児用椅子にも著作権?!

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1. 意匠権と美術の著作物

意匠法という法律があり、多数生産される工業製品のデザインを他人に真似されないようにするためには、一定要件のもとにこれを特許庁に意匠登録することができます。意匠登録された商品のデザインを他人が真似ると、意匠権者（意匠登録を受けた者）はその販売等を差止めたり、損害賠償の請求をすることができます。

他方で、絵画や彫刻などの美術品は、一定の要件を満たせば、どこかに登録などをしなくても美術の著作物（鑑賞用の物が代表的です。）として著作権が認められており、無断でこれを複製することなどを差止めたり、損害賠償請求をすることができます。ただ、茶碗とか花瓶とか実用品（多くは一品物で美術工芸品と呼ばれます。）であっても、美術的に優れたものがありますので法は美術の著作物には美術工芸品を含むとしています。さらに土人形などは、人形作家が1体作成したものを、職人が型をとって大量に複製し、絵付け師が彩色して販売することがありますが、この複製品も版画の浮世絵と同様に考えられるので、美術工芸品とはいえない多量に作成されたもの（応用美術と呼ばれます。）であっても、鑑賞用の美術品と同等と評価されるものは美術の著作物と認めるというのが裁判例です。

2. 新しい判決

平成27年4月14日知的財産高等裁判所が興味深い判決を出しました。工業用製品である木製の幼児用椅子について、一審判決が従来の裁判例に倣って著作物性を否定したのを覆して、著作物であると認めたのです。その理由として、ある表現物が著作物として著作権法上の保護を受けるためには「思想又は感情を創作的に表現したもの」であることを要し、「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならないところ、応用美術はその種類が様々であり、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえないからとしています。そして、右図のような幼児用椅子について、2本脚であること、その柱部の内側に複数の溝があって座面及び足置き台がそこに差し込まれていること、2本の脚が2本の底部前方の斜めの端面でのみ結合されて直接床面に接していること、両部材が約66度の鋭い角度を成していることに作者の個性が発揮されており、創作的な表現といえるとして、著作物であると認めたのです。

3. 感想

新しい判決は、メーカーが、デザイン性のある工業製品につき、意匠登録をするか、それをしないで著作物としての保護を受けるかを選択することを可能にします。この考えには批判もあって、まだ定着するというわけではないようですから、今後の展開に注目したいと思います。



（裁判所ホームページから）

相続問答あれこれ (8)

相続する財産にはどんなものがあるか(2)

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 先回相続する財産には債務も含まれるという話を伺いましたが、他人の借金の保証人になっている場合、その保証債務はどうなりますか。

A 保証債務も相続の時点、つまり被相続人が亡くなった時点で、既に保証される債務が現実存在している場合は、その保証人としての責任も当然に相続されます。

Q 2 私の父は、知人の息子さんが就職したときの身元保証人になっていますが、この身元保証人としての責任も父が亡くなったときに相続されるのでしょうか。

A 身元保証というのは、保証された人の故意又は過失によってその使用者である会社等に損害をかけたときにその損害を賠償する責任を負うというものです。その身元保証人としての地位そのものは個人的な信頼関係によるもので、その人限りのものとして相続の対象にはならないと解されています。ただし、身元保証人が亡くなった時点で既に発生していた損害については、この損害に対する賠償義務は普通の金銭債務と変わらないのでその賠償責任も相続されることになります。

なお、身元保証契約については、「身元保証ニ関スル法律」という法律によって、3年間又は5年間という存続期間（更新可能）が定められておりますので、被相続人がなくなった時点で有効だったかどうかを確認する必要があります。また、仮に具体的な保証責任がある場合でも、損害額などについて、あまり過大にならないような措置がいろいろとられています。義理や好意でしたことで、思いがけず大きな責任を背負い込むことに対する配慮でしょうね。

Q 3 なるほど。ところで、先回債務の方がプラスの財産よりも大きい場合には、財産も債務も引くくめて相続しないこともできるとのこと、その手続については改めてお話しいただくことになっていましたか。

A そうでしたね。この手続を相続の放棄といいます。これは被相続人の、亡くなった時の住所地を管轄する家庭裁判所へ申し立てて行います。相続人が複数の時は、一緒に申し立てても構いませんが、基本的には各相続人の意思にかかわるということで、手続も効果も各相続人ごとに扱われます。

Q 4 申し立ての期限は決められているのですか。

A はい、自分のために相続が開始したことを知った時から3か月以内に申し立てをしなければ、相続を承認したことになってしまいます。この期間を熟慮期間といいます。連絡がとりにくくて被相続人が亡くなったことをかなり後で知った場合では、現実知った時からということになります。また、申し立てる前に相続財産の一部でも処分した人などはその時点で相続を承認したものと見なされて、放棄が認められないことになっています（民法921条）。この点も相続人ごとに判断されます。

Q 5 相続人の全員が放棄した場合はどうなるのですか。

A その場合は、次の順位の相続人予定者が相続人になります。相続問答シリーズの最初の時に申し上げたように、配偶者は常に相続人になりますが、それ以外は第1順位が子、第2順位が直系尊属(親又は祖父母というように一世代ずつ繰り上がります)、第3順位が兄弟姉妹ですから、その順番で相続人になります。ですから次の順位の方は、自分の前の順位の方が全員放棄したことを知った時が、自分のために相続が開始されたことを知った時ということになりますので、その時から3か月以内に自分も相続放棄の申し出をしなければ債務も一緒に受け継ぐことになってしまいます。

Q 6 第2順位の相続人が全員相続放棄をすれば、今度は第3順位の方が相続人になるということですか。

A そのとおりです。

Q 7 第3順位の方も全員放棄をすれば、相続人は誰もいなくなるわけですね。

A いいえ、配偶者がいれば配偶者が相続人になります。配偶者がいないか、あるいは配偶者も相続放棄していれば相続人がいないということになりますね。

Q 8 誰も相続する人がいなくなった場合は遺産はどうなるのでしょうか。

A それは相続人不存在の事例の一つですが、それに関連した説明もいろいろありますので日を改めて又ご説明しましょう。

Q 9 分かりました。ところで遺産の内容が複雑で、相続放棄をするかどうか決断するのに3か月では足りないというときはどうしたらよいですか。

A その場合は、家庭裁判所にその事情を述べて、申し出により期間を伸ばしてもらうことができます。

Q 10 でも、期間を伸ばしてもらっても、最後までハッキリしない場合もあるでしょうね。

A そういう場合のために、プラスの財産の限度で債務を相続するという、限定承認という手続があります。これも家庭裁判所へ申し立てて行いますが、この限定承認は、相続人が複数の時には相続の放棄と異なり全員が共同してする必要があります。それに遺産目録を作成して提出する必要があるほか、全ての相続債権者などに対する公告をしなければならないなど、手続が複雑ですので、安易にこの手段をとるのは少々考えものです。

	単純承認	放棄	限定承認
効果	遺産を無限に(プラスもマイナスも全部)承継する(920)	初めから相続人にならなかった(何も相続しない)ものとみなされる(93)	プラスの遺産の範囲内でマイナスの遺産も承継する(922)
手続	相続開始を知った時から3か月以内に承認(915)	相続開始を知った時から3か月以内に家裁に申し出(915・938)	相続開始を知った時から3か月以内に家裁に申し出(924)
備考	遺産の全部又は一部を処分したときや3か月以内に放棄・限定承認しないときなどは単純承認とみなされる(921)		相続人が複数の時は全員が共同で申し出(923)

注：数字は民法の条数

まち・ひと・しごと創生法と 少子高齢化社会からの脱却への施策について

弁護士 谷 口 優

新法を題材として、やぶにらみ的に私の意見を述べてきた。先回は公職選挙法の改正による選挙権の年齢を18歳に引き下げたことを捉えた。これも少子高齢化社会と繋がりがある改正であることを指摘した。少子高齢化社会を直接取り上げた法規はあるのか気になり、今回取り上げたのが「まち・ひと・しごと創生法」である。日本の人口の推移は、ピラミッド型ではなく、逆ピラミッド型に近い状況にあり、それは今後少なくとも数十年変化はないと言う話題はよく耳にするところである。このような人口の推移は、高齢者を支えるための、若年者が少ない状況を意味するが、それを如何に打破して行くのか、それにはどのような施策があるのかまさに気になるところである。これについて「まち・ひと・しごと創生法について」「まち・ひと・しごと創生の経過と今後の展開」という文献がある（内閣官房・創生本部事務局参事官溝口洋著）。この文献にある我が国人口の分析を紹介し、皆様の関心への一助となればと思う次第である。

1. まち・ひと・しごと創生法の概要

平成26年11月に「まち・人・しごと創生法（以下「創生法」という）が公布されている。この目的は、「我が国に於ける急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、東京圏への過度の集中を是正し、…地域で住みよい環境を確保して、国民が夢や希望を持ち、…豊かな生活を営むことが出来る地域社会の形成、地域に於ける魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要となってくるに鑑み、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する計画の作成等につき定め…創生本部を設置し、創生に関する施策を総合的且つ計画的に実施する」にある（創生法第1条）。同法律は、20条からなり、国民に具体的な義務を負わせる体裁ではなく、国及び地方公共団体が行うべき総合戦略（施策の方針）につき定めている。いわゆる基本法的性格の法律である。5年毎に見直すことが定められている（同法20条2項）。

創生法により、国及び地方公共団体（都道府県・市町村）は、総合戦略を定め、それを実施することになる（創生法3条、8条、9条、10条）。平成26年末及び昨年には国及び地方公共団体から総合戦略計画が発表されている。

2. 現状の分析

（1）全人口の動向

創生法及び総合戦略計画が策定される前提として、人口問題の現状をどのように分析しているのかを紹介する。日本の総人口は、2008年（平成20年）から減少に転じている。2010（平成22）年の総人口は、1億2806万人である。出生率1.35で推移した場合、30年後の2040年には1億728万人、50年後の2060年には8674万人、80年後の2090年には5727万人に減少すると予測されている。全人口のうち14歳以下の年少人口、15歳～64歳以下の生産年齢人口は一貫して減少を続けるが、65歳以上の老年人口は、2040年までは増加し、2040年～2060年の間は微減で、2060年以降は急激に減少する。

この動向からすると、①高齢人口が増加する時期（第1段階）、②高齢者人口が維持・微減の時期（第2段階）、③高齢人口も減少する時期（第3段階）に分類できる。

人口の増減は、出生数と死亡数の差（自然増減）と、転入と転出の差である社会増減の

二つに分解される。各地区により自然増減あるいは社会増減のどちらの要素が強いのか正しく分析を行うことも施策を講じるうえで、重要な観点である。

(2) 地域に於ける人口動向

上記した1～3の段階における人口動向を用いて各地の30年後の人口動向を予測すると、2010年の人口を100とすると、2040年には、東京都の区部では94と減少するが、老年人口は153と増加。中核市（人口が20万人以上の市をいう。）などでは、2040年には85と減少し、老年人口は135と増加する。2040年には東京都の区部及び中核都市では、第1段階と言えるが、人口5万人以下の市町村では、72に減少し、老年人口も102と維持の様相となる（すでに第2段階である）。過疎地の市町村では、60と大きく減少し、老年人口も81に減少する（第3段階である）。このように地域により様相は大きく異なってくるので、打つべき施策も異なってくることになる。創生法は、第8条で、人口の現状及び将来の見通しを踏まえて客観的な指標を設定し、地方公共団体の意見を反映させる必要な措置を講ずるものとしている。全人口及び地域の人口動向などからするならば、人口減少の歯止めが施策の基本に据えられるものとなる。

(3) 人口移動の状況

人口動向について、「ひとの流れ」に着目すると、現在は東京へのひとの流れが著しい。2000年以降の人口移動につき、地方からの移転先は三大都市圏（東京圏、関西圏、名古屋圏）ではなく、専ら東京圏となっている（2013年の転入超過数は、東京圏約97000人、関西圏6591人、名古屋圏147人）。東京圏の人口流入の特徴は、大半が20歳～24歳、15歳～19歳という年齢層が占めている。これは大学卒業後の就職、大学進学後の転入が多いことを示している。東京圏特に東京に大学及び大企業本社が集中しているという社会構造に起因しているものと考えられ、それに対する対策が必要である。

(4) 東京圏への人口一極集中への諸施策

東京へ人口が集中している問題は、大学及び大企業の本社の集中を緩和する方策が重要となる。東京には若者が多く流入しているに係わらず、東京の出生率は、都道府県別で一番低い。東京への若者の流入回避の施策と共に、東京での出生率の上昇を1つの極として考えるならば、若者が生活しやすい環境の整備が必要である。生活しづらさは、通勤時間が世界の都市と比較すると長いこと（ニューヨーク約40分、パリ約38分、東京約69分）、住宅価格が高いこと（東京を100とすると、ニューヨークは約60、ソウルは約58。東京では都心部に住宅を購入できないことから郊外で住宅を購入してしまうことから、通勤時間と一体となる問題ともいえる。）保育所の待機児童数の多いことも挙げられ、全国の待機児童数21371人の実に56パーセントが東京である。東京の出生率は、日本で一番低く、平成25年の全国平均1.43に対し東京は1.13であり、日本の人口の減少問題全般に影響している。東京へ若者が数多く流入していることは、人口の減少に拍車を掛けていると指摘されている。

東京の近郊市での高齢化が急速に進むとの指摘もあり、高齢者の医療・介護ニーズの高ぶりにより多くの若者層が東京圏へ流入し、日本全体の人口の減少がさらに進むとの指摘がある。東京一極への人口の流入の回避は、非常に重要な課題である。

(5) 出生率低下の要因

この要因は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子供数の減少」にある。未婚率は晩婚化、非婚化が進み、2010年には44.5パーセントと半数近い男性が未婚となっており、女

性では32.5パーセントとなっている。25歳～29歳の層では、男性66.9パーセント、女性57.8パーセントとなっている。結婚した夫婦であっても、生まれる子供の数は1990年以降減少傾向にあり、2010年には出生児数は、2を割り込み1.96となっている。

(6) 雇用・働き方の問題

非正規雇用割合は、一貫して上昇を続けており、2013年では36.7パーセントにのぼり、又完全失業率は全年齢で4パーセントに対して15歳～24歳では、6.9パーセントであり、若年層が依然として厳しい雇用環境にさらされている（総務省統計局の調査）。正規雇用者と非正規雇用者の給与格差は、男女ともに、正規に比べ非正規は、2分の1以下である（2012年の国税庁の調査）。正規と非正規の格差は著しい。この格差は、当然有配偶率に影響している。又女性が出産後を機に退職している状況は、2005年～2009年の間に62パーセントが退職しているとのことである。

3. 上記問題点改善の手掛かり

改善への希望として、①未婚者のうち、結婚するつもりと答えた者は、1987年は男性91.8パーセント、女性92.9パーセントに対し2010年で男性86.3パーセント、女性89.4パーセントであり、そう低下しているものではない。夫婦の理想の子供数も2010年では2.42人であり、子供を持ちたいという意欲は十分窺える。創生本部の2014年の調査によると東京在住の約4割が地方への移住を予定あるいは検討している。その者で関東圏以外の出身者に限ると約5割の者にのぼるとされている。移住での不安としては、働き口が見つからない、日常生活の利便性、公共交通機関の利便性と言った点が挙げられている。不安の解消が地方移住を促進する機序となるものと思われる。少子高齢化に伴う人口の減少は、一長一短に解決できる問題ではないが、改善の手掛かりは十分あると指摘されている。海外でも、日本の出生率は、育児費用の直接的軽減、入学前児童の保育拡大などにより2.0まで回復可能と指摘されている（OECDの2005年の調査）。

4. 早急な取組の必要性

人口対策は早く取組を始めれば始めるほど将来の結果が改善されるという性質を持つと指摘されている。日本創生会議の分科会のデータによると、出生率1.8が2030年に実現すると仮定すると、2050年には出生率2.1が達成できるとされ、2090年の人口は8945万人（例1）、出生率1.8を2025年に実現、出生率2.1を2035年に達成されたとすると2090年の人口は9446万人と予測され（例2）、例1より500万人増加の形となる、高齢化比率も、人口増加が高くなるほど、低くなるとされている。

5. 取るべき対策

創生法は、現状の分析を踏まえ、国及び地方公共団体が積極的な施策を講じることを宣言している（第3条、8条、9条、10条）。又5年毎に状況を検討し、それを施策に反映させることとしている（第20条2項）。国の総合戦略（2015年～2019年）の計画は、平成26（2014年）12月27日に閣議決定されている。また平成27年には、都道府県市町村から総合戦略の計画が発表されている。

ここで、その内容を紹介する余裕はないので、国および各公共団体の総合戦略については、インターネット等でお調べ頂きたい。

国が具体的にどんな対策をとっているかを多少紹介する。本年1月13日の発表で、本年3月末までに消費者庁を徳島県に移転するとしている。文化庁を京都府に移転することも3月をめどに検討しているとのことである。これも東京一極への人口流入を回避する対策である。

任意後見について

弁護士 原 田 彰 好

1. 任意後見の制度とは

時々、「任意後見人」の依頼を受けることがあります。「任意後見制度」は、将来、認知症などが原因で、自分自身が、財産管理やその他身の回りの生活上の判断能力が不十分な状態となったときに、自分に代わって「任意後見人」が財産管理や生活上必要な契約などを担当してくれる制度です。平成11年の「任意後見契約に関する法律」という法律ができて制度がスタートしました。

高齢になってきて判断能力が低下してくると、お金があっても、自分で自分の生活を管理していくことができなくなってしまうことがあるので、そのようになった場合に備えて、予め自分が元気なうちに、自分に代わって自分の生活全般をサポートしてくれる「任意後見人」を依頼しておく、その際依頼する相手は自分が信頼している人であること、これがこの制度の特徴の1つです。

2. 「成年後見制度」との違い

「任意後見」制度のほかに「成年後見」制度があります。「成年後見」の場合も、財産や生活上の管理能力が著しく低下してしまった人のために、財産管理や生活上必要な契約などを担当してくれる「成年後見人」を裁判所が選任してくれます。しかし、この裁判所が選任した「成年後見人」は、自分の知らない人である場合も多いのです。そこで、「任意後見」の制度を利用することにして、自分が信頼できる人にあらかじめ頼んでおくことも多いと思われます。

3. 任意後見が開始する時期

「任意後見」の場合は、自分がまだ元気なうちに「公正証書」という形式で「任意後見契約」を締結しておきます。この「任意後見契約」を締結しても、すぐに「任意後見」は開始されません。将来、自分自身の判断能力が不十分な状態となったときに、裁判所が「任意後見監督人」を選任し、その時から「任意後見」が進行することになります。「任意後見監督人」は「任意後見人」が行う「任意後見人の職務の執行状況を監督」することが役割です。

家庭裁判所も、任意後見監督人から定期的に報告を受けて、任意後見人の仕事を間接的にチェックすることになっています。

4. 「任意後見人」の人数

当事務所が「任意後見人」の依頼を受ける場合は、複数の弁護士が「任意後見人」に就任するようにさせていただく場合が多いです。また、事務局員の2名程度が「任意後見人」となる弁護士とチームを組んで一緒に対応することが通例です。弁護士や事務局員がチームで話し合いながら「任意後見」の対応する方が、妥当な結果が得られるのではないかと思います。

5. 本人の意思の尊重等

任意後見に関する法律では、「本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と定められています。したがって、ご本人の生活状態が変わるような場合はもちろん、その他ご本人のお考えを聞いた方が良い場合は、意見を聞いた上で対応するように心がけています。

以上、「任意後見」の概略のご説明でした。ご参考になれば幸いです。

便利で危険なマイナンバー

弁護士 成 瀬 玲

1 マイナンバー制度の施行

昨年の11月頃から皆様のご自宅にも届いていますよね、「マイナンバー通知カード」。
このマイナンバー通知カードを使用したマイナンバー制度は、今年の1月1日から既に施行されています。この「マイナンバー制度」、一体、何の為にできたのでしょうか。今回はマイナンバー制度についてお話をさせて頂きたいと思います。

2 マイナンバー制度の目的について

マイナンバー制度は、平成26年5月31日に成立した正式名称が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」といいます。）という、とても長い名前の法律に基づいて実施されるものです。

このマイナンバー制度の目的は、法1条に規定されています。条文は非常に長く、正直、分かりにくいですが、簡単に言えば、国が国民一人1人に番号を振って、番号で個人を識別・特定することにより、行政サービスを効率的かつ公平に実施し、また、国民が負担すべき税金等の徴収漏れを防ごうというものです。

3 現在の利用範囲と今後の利用について

1) マイナンバー制度の利用範囲は、現段階では、「社会保障」「税」「災害対策」の3つの分野に限定されています。

具体的には、「社会保障」の分野では、年金や雇用保険等の事務利用され、「災害対策」の分野については、震災が発生した際の被災者に対して生活再建の為に資金を支給する事務等に利用されることがとされています。そして、「税」の分野では、国が国民の所得を漏れなく把握することができるように、確定申告書や給与等の支払い調書にマイナンバーを記載することになっています。このため、例えば、雇用主が源泉徴収を行い、税務署に提出する書類に記載する必要があることから、従業員は、雇用主にマイナンバーを伝えることが必要となります。

では、マイナンバーをこの3つの分野以外で、例えば、従業員や顧客からマイナンバーの提供を受け、従業員や顧客の情報を管理するために利用することはできるでしょうか。先ほど、お話ししたとおり、マイナンバーの利用範囲は3つの分野に限定されていることから、利用することは認められていません。ですから、例えば、レンタルビデオ店やスポーツクラブなどが顧客管理の為に、顧客からマイナンバーの提供を受けて、利用することは認められていません。

2) もっとも、法3条2項に「個人番号…の利用に関する施策の推進は、…他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性に向上するに資する分野における利用の可能性を考慮して行わなければならない」とされ、法3条3項に「行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるようにしなければならない。」とされているように、今後、マイナンバーを3つの分野以外の行政分野においても、また、民間における利用も予定されており、今後、利用の範囲が拡大されていく可能性があります。

4 マイナンバー制度についての問題点

政府広報には、マイナンバー制度は「公的機関にある情報を正確かつ迅速に処理すること

ができるようになる」「正確な所得の把握が可能となり、援助が必要な人に援助をすることができる」「脱税や年金の不正受給を防ぐことができる」等の利点がある制度と宣伝されています。しかしながら、このマイナンバー制度には賛否があります。確かに、マイナンバー制度により、国が国民の所得を把握しることにより、「脱税」を防ぎ、国民の間の不公平を無くすことには効果的ですし、また、行政手続きが迅速になるというメリットはあります。ただ、反対する立場の方からは「国家が、国民に番号を付けることにより国民を管理し易くする為の制度であり、国民総背番号制度である」と指摘されたりします。

そして、マイナンバー制度の最も大きな問題点は、国民一人1人に、行政手続きで「共通の」番号が付けられる点にあります。

番号を付けることにより、個人を識別し易く、分かり易くなる為、色々な手続きの際に便利です。ですから、現在でも、免許証やパスポートにそれぞれの個人を識別する為の「個別の」番号が付けられています。ですが、反面として、「番号が漏れる＝個人が特定され、個人情報流出を招く恐れが生じる」ということになります。これが、マイナンバー制度では、行政手続きに「共通」の番号が付けられ、しかも、原則として一生、同じ番号を使うことになりますから、マイナンバーが漏れてしまえば、行政手続きについての広く個人情報が流出することに繋がりがかねません。しかも、今後、民間利用も予定されていますので、マイナンバーが漏れることにより、非常に広い範囲の個人情報の流出に繋がりがかねません。

マイナンバー制度のような共通番号制度は、アメリカなどで既に採用されていますが、番号を利用した「なりすまし犯罪」などが問題となっています。このような問題から、共通番号を使用しない方向への転換が図られていることもあり、反対の立場からは「時代遅れの制度である」と指摘されています。

マイナンバー制度は、利点もありますが、大きな危険もある制度であることも、是非、知っておいていただきたいと思います。

しるべ総合法律事務所の業務のご案内

業務時間 平日午前9時から午後6時まで（土曜日、日曜日、祭日は休業します）

ただし時間外及び休業日でもできるかぎり対応いたします

法律相談 ご予約のうえ当事務所までお出かけ下さい

相談料（30分毎）：初回市民相談 5,400円、その他 10,800円以上

顧問契約 面談のほか電話、メールなどで随時ご相談をいただくことができます

法律事務の受任の際の費用について割引をいたします

顧問料：月額54,000円が標準ですが、ご相談に応じます

法律事務 訴訟・調停等、契約・示談交渉等の受任その他法律事務全般を扱います

費用は当事務所の基準により受任時の契約により定めます

アクセス 地下鉄桜通線・名城線「久屋大通」駅「西改札口1番出口」がご便利です

お車の場合駐車場がありませんのでお近くのコインパーキングをご利用下さい

電 話 052-971-5011 **ファクシミリ** 052-971-5015

そ の 他 スタッフなど詳細はホームページ（<http://www.shirube-lo.jp/>）をご覧ください

東方旅行記 (ジョン・マンデヴィル)

弁護士 渡 邊 真 也

私は旅行体験記や紀行本などを好んで読んでいますが、この度、ジョン・マンデヴィルなる人物が著したとされる「東方旅行記」(平凡社東洋文庫)という紀行本の内容があまりに奇想天外なものであるとの情報を得て俄然興味が沸き、すでに絶版になっていた同書を探し求めて読んでみました。

同書は、13世紀後半にイングランドで生まれたとされているジョン・マンデヴィルなる人物が、14世紀中頃にヨーロッパ東部、中近東、アジアの各地を巡った体験を記したとされるものです。

同書は、大きく2部に別れており、第1部はイングランドから聖地エルサレムまでの行程を記したもので、第2部は中近東、アジアを巡った際に見聞きした内容が綴られています。この本の最大の魅力は第2部のアジア巡訪のくだりです。恐らく、現在のインドやインドネシア辺りを旅したとされている記述には、目が一つしかなく額の真ん中に付いている大男や、頭がなく目が両肩について口は馬蹄のような形をして胸の真ん中についている人間や、目や口が肩の後ろについている頭のない人間、他にも、一歩足の人間などこれでもかという程の奇々怪々な人間が紹介されています。

実際にこのような人間がいるはずもなく、今となっては単なる珍本・奇本の類いとして扱われるだけですが、当時は地球を一周することなどできないと考えられていた時代で、ヨーロッパ人が他の地域の情報を得る機会など殆ど無かったこともあり、マンデヴィルの旅行記は一大冒険記として長くベストセラーになっていたそうです。15世紀ころの冒険家もこの本を参考にして地球一周の冒険に出たということですので、当時のヨーロッパ人に与えた影響は非常に大きなものであったと思われます。因みに、コロンブスもこの本をきっかけに大西洋の航海に出たと言われています。

その後、大航海時代が到来してこの本の内容が虚偽であることが明らかとなりました。現在では、東方旅行記は様々な神話や言い伝えなどを組み合わせた創作旅行記であるとされ、旅行記としての価値も殆どゼロに等しく、さらには余りにも荒唐無稽な内容からそもそもジョン・マンデヴィルなる人物の実在性すら疑問視されたようです。実際にジョン・マンデヴィルという名の人物は存在したようですが、本当の著者は別にいてマンデヴィルの名を借りて著したものではないかと考えられているようです。それが事実だとすれば、名前を借りられたジョン・マンデヴィルは15世紀・16世紀ころには冒険旅行記の名作を著した人物としてもてはやされたものの、時代が下るにつれて大嘘つきとの烙印を押されて歴史に名を残すことになってしまったのですから、本人からすれば非常に迷惑で不本意なことであろうと思われます。

いずれにしても、この本はその内容に資料としての価値は全くありませんが、ジョン・マンデヴィルなる人物の謎や、本当の著者がこの本を書いた意図、そもそもなぜこのような本が現代まで出版され続けていたのかなど不思議な点が多々あり、そういう意味ではいろいろ想像する材料として非常に面白い本であるといえます。

とはいえ、やはり現在では珍本・奇本に過ぎませんので、特に一読をお勧めできる本ではありません(では何故紹介したのかという批判などは一切受け付けませんのでご了承ください)。

競馬の魅力について

弁護士 横 江 俊 祐

私は15年来の競馬ファンです。

競馬ファンの方には分かると思いますが、河内洋騎手がアグネスフライトで悲願のダービー制覇を果たした2000年から競馬ファンをしています。

競馬にはギャンブルという側面があるため、マイナスイメージが付いて回りますが、その一方でブラッド・スポーツとも呼ばれ、多くの競馬ファンはレース自体の面白さ、サラブレッドの個性、血統が紡ぐドラマなどに魅了されています。もちろん私もその一人です。

つい最近、血統によるドラマを強く感じたレースがありました。

それは、昨年12月20日の朝日杯フューチュリティステークスというレースです。

このレースは今年のクラシック（皐月賞・ダービー・菊花賞）を走る予定の2歳の若駒たちが対決する大レース（GⅠレース）です。

断然の1番人気は単勝1.5倍で武豊騎手騎乗のエアスピネル。武豊騎手には同レースを優勝すればJRAの平地GⅠ完全制覇という前人未到の記録がかかっていました。

最後の直線、満を持して追い出し直線先頭に立ったエアスピネル。しかし、道中最後方で苦しい位置にいた2番人気のリオンディーズが圧巻の豪脚でエアスピネルをあっという間に差し切って優勝しました。

レース自体の衝撃もさることながら、私は2頭の血統ドラマに感嘆しました。

エアスピネルの母親はエアメサイア。平成17年の牝馬クラシック（桜花賞、オークス、秋華賞）で4着、2着、1着の成績を収めた名馬です。

一方、リオンディーズの母親はシーザリオ。こちらも平成17年の牝馬クラシックで2着、1着、未出走の成績を収めた名馬でした。

つまり、2頭の母親は約10年前にGⅠレースで対戦し、仔馬と全く同じ着順だったわけです。レースの中身も、エアメサイアが最後の直線で先頭に立ったところを、シーザリオが苦しい位置から豪脚で差し切るという全く同じ展開。

この符合をただの偶然の一致にすぎないと見る人もいるでしょう。しかし、10年の歳月を経て最高峰の舞台で親子2代で同じことが繰り返される。これこそ血統のドラマだと思います。ちなみに国内でサラブレッドは年間7000頭ほど生産されていますので、この符合が天文学的な確率であることがお分かりいただけると思います。

昨年12月の2歳最強馬決定戦では母親と同じくリオンディーズに軍配が上がりましたが、今年のクラシック本番で2頭は再び激突します。

ちなみに、シーザリオが勝ち、エアメサイアが2着したオークスの3着馬はディアデラノビアという馬でしたが、この馬の今年の産駒はドレッドノートスという馬で、この馬も昨年重賞を制し、今年のクラシックの有力候補に挙げられています。

彼らが今年のダービーで母親たちの結果を再現するのか、はたまたエアスピネルやドレッドノートスがリベンジを果たすのか。

その結果に思いを馳せつつ春の訪れを待つ。

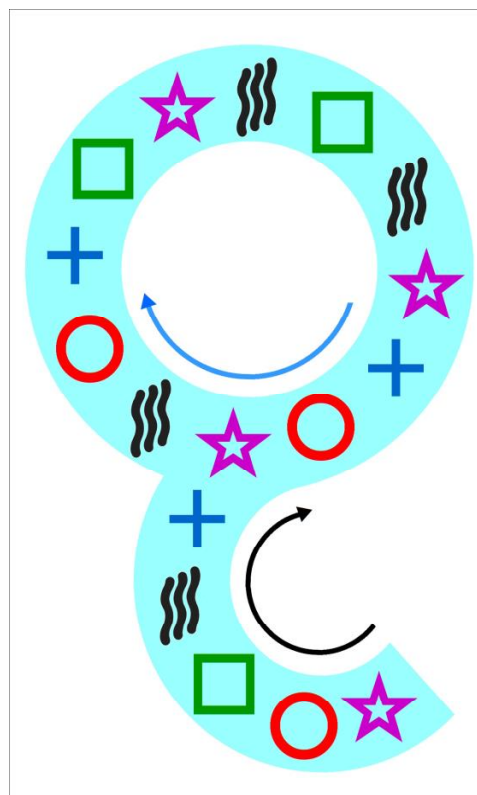
今年も競馬ファンのワクワクは止まりません。

易しいマジックアラカルト7

マークの予言

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

マジックの中には、セルフワーキング・トリックという、特別な技術を必要としないで楽しめるものが沢山あります。言い換えればやり方さえ覚えれば誰でもできるトリックということになります。これまで誌面で紹介してきたものは、マジシャンが演技を見せることができませんから、みなこの類のものです。これらは、ほとんどが数理的な原理を利用しています。今回は、同様のものですが、ただ、マジックとしての面白さのほかに、どのような数理的原理が利用されているかについて探究する面白さも備えたトリックをご紹介します。どうぞ、右の図を使って、下記に示したとおり指を動かしてみてください。終わったら、なぜそうなるのかをお考えになって下さい。小学校高学年程度の算数の知識があれば、必ずお分かりになるはずです。どうぞ、始めて下さい。



1. まず10から30の間の数（たとえば22など）を1つ思い浮かべて下さい。
2. 指を右図の右下の☆の位置に置いてください。
3. スゴロクのように、指を次のマーク○に移して「1」と数え、その次に指を□に移して「2」と数え、以後水色の帯の上を黒矢印の方向に順に数をかぞえながらマークを移動して下さい。水色の円周上に来たら右方向へ曲がり、逆時計回りに順に移動して、思い浮かべた数のところで止まって下さい（思い浮かべた数が大きいときは何度も円周上を回ることになります。）。
4. 今度は、止まっているマークの位置から戻るように、時計回りで次のマークを「1」と数え、水色の帯の上を順に青矢印の方向に一つずつ指を動かして、最初に思い浮かべた数までかぞえたところで止まって下さい（思い浮かべた数が大きいときは何度も円周上を回ることになります。）。
5. 止まった所のマークは… 私は予言しておきました。
「☆」ですね！

（演じるときは、紙に「☆に止まる」等と書いて字を内側にして折り畳んで予言として初めにテーブルの隅などに置いておきます。最後に予言を見せれば驚かれることでしょう。10以上の数字であればどんな数字でも、みな同じ結果になります。なぜ同じ結果になるのかをお考えになって下さい。ヒントをいえば、オタマジャクシの尻尾のような部分〔水色の帯の円周上ではない部分〕のマークの数がポイントです。このトリックは昔からのものですが、デザインは私が考えました。コピーしてご自由にお使い下さい。）